

枚方市立山田東小学校
いじめ防止基本方針



平成 26 年 7 月
(令和 7 年 4 月 改定)
枚方市立山田東小学校

枚方市立山田東小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

全ての子どもは、一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければなりません。学校においては、子どもの健やかな成長を支援するという観点に立ち、子どもと教職員が豊かな触れ合いの中で互いを認め合い、だれもが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかしながら、いじめは子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、いじめられた子どもだけでなくいじめた子ども、傍観していた子どもも含め、子どもの健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる重大な問題であり、決して許される行為でないことは言うまでもありません。

そのような重大問題に対し、全教職員が「いじめを絶対に許さない」「いじめをはやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許さない」という姿勢で指導し、どんな些細なことでも親身になり、最後まで相談に応じることが、子どもたちの人間尊重の精神を醸成する根本になると考えます。

また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません（発達支持的生徒指導）。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが重要だと考えます。

本校では、すべての子どもの人権が尊重され、一人一人がかけがえのない存在として尊重されるために、いじめ未然防止及び早期発見に向けて以下の4点を基本理念として取り組みを進めます。

- ① いじめは、人として決して許すことのできない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。全教職員がそのことを共通理解し、学校、家庭、地域が一体となって継続して未然防止、早期発見、早期対応等に努めます。
- ② いじめ問題への取り組みについては、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって組織的な取り組みを進めます。特に、未然防止の「いじめを生まない土壌づくり」については全ての教育活動と密接に関わっているため、全教職員が日々の授業で実践を積み重ねていきます。
- ③ いじめられている子どもの立場に立ち、最後まで守り抜くという姿勢、いじめ問題を解決する、いじめを決して許さないという姿勢で、その子どもの心の痛みを親身になって受け止めます。
- ④ SC及びSSW、心の教室相談員、校内教育支援ルーム担当者等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行います。

2 いじめの定義

「いじめとは、子ども等に対して、当該子ども等が在籍する学校に在籍している等当該子ども等と一定の人的関係にある他の子ども等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子ども等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- スマートフォンやパソコン、ゲーム機等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かについては、表面的な形式にとらわれるのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って判断します。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名 称 「いじめ不登校虐待対応委員会」
- (2) 目 的 いじめ防止に係る学校としての様々な取り組みの中心となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に取り組む
- (3) 構成員 校長、教頭、生徒指導主担、支援教育コーディネーター、養護教諭(必要に応じてS
CやSSW、心の教室相談員、校内教育支援ルーム担当者等専門家を加える)
- (4) 役 割
 - いじめ防止基本方針及び年間計画の立案、見直し
 - いじめの未然防止に向けた取り組み(発達支持的生徒指導含む)
 - いじめに対する指導体制及び指導方針の確立並びに保護者との連携
 - いじめ相談及び通報等の窓口
 - 教職員の資質向上のための校内研修
 - 年間計画に基づいた児童の実態把握と課題等についての教職員の共通理解の推進
 - 取り組みの有効性の検証及び成果と課題の確認 等

4 いじめの未然防止

子どもは、人と人との関わりの中で成長し、自分や他者の長所等を発見しながら自己実現していくものです。そのためには、温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件です。しかしながら、いじめの背景として、子どもたちが異質なものを排除しようとする意識や、遊びからのふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等が関係している、との指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なるものでも自分と同じように大切に感性や意欲・態度の育成、道徳心及び人権感覚の醸成、勉強がわからない・過度の競争等から生じるストレス等の原因を探り、その解決を図る必要があります。

また、子ども自身が学校内や学級内に自分の居場所を見つけ、仲間とのつながりを実感できるような学校・学級づくりを進めることによって、学校や家庭等でストレスがあったとしても、そのことがいじめにつながらないような安定した人間関係をつくることができます。

本校では、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、以下について取り組みを進めます。

(1) いじめについての共通理解

いじめは、どの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全教職員がいじめについての共通理解を深めます。

(2) 分かる授業づくりの推進

全ての子どもが授業に参加でき、授業の中で活躍することができる授業づくりは、学力向上だけでなく生活指導上の諸問題の未然防止にもつながります。また、あいさつやチャイム着席の習慣、話の聴き方、発表の仕方等の学習規律の確立も重要であり、「Yamahiga授業スタンダード」に基づいた教科指導を中心とした学級集団づくりを進めます。

(3) 安全・安心な学級・学校づくりの推進

子ども一人ひとりが個性的な存在として尊重され、学校・学級で安全かつ安心して教育を受けられるようにすることも生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業を受けられ、楽しく生活することができるような学級・学校を、子どもたち自身が作り上げていくことができるよう支援していきます。

(4) いじめを許さない態度及び能力の育成

子どもの社会性(自分の属する社会に能動的、適応的に行動する)を育む活動(SSTや道徳教育、人権教育の充実)等を通し、自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められている等の自己有用感を獲得させるよう努めます。また、学級での係活動や委員会活動等で学級や学校全体に関わる活動に取り組むことを通して、小さな集団からより広い社会(学級の小集団→学級→学年→学校全体→地域)に関わることができるよう指導していきます。

(5) 組織としての取り組み

学級、学年の子どもだけでなく、様々な子どもを教師が様々な視点で観察・分析し、話し合うことで新たな課題や解決策が見えてきます。全教職員が全ての子どもの指導に関わるとの認識のもと、一人ひとりの子どもを理解し、具体的なめざす子ども像に向かって努力する子どもたちの行動を支援するポジティブ行動支援(望ましい行動を起こしやすくする環境設定や具体的な指示、望ましい行動に対する称賛や承認を増やす)等、組織としての取り組みを進めます。

5 いじめの早期発見

大人が気付きにくい場所等で、悪ふざけの延長のような形で行われる場合が多いことがいじめの特性で、いじめられている子どもがいじめの拡大を恐れるあまり訴えることができない場合が多くあります。また、自分の思いをうまく伝えられなかったり、訴えることが難しかったりする状況にある場合には隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがあります。そのため、教職員は、子どもの何気ない言動の中に隠されている心の訴えを感じ取る鋭い感性や、いじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力等を身につけ、いじめの早期発見に努める必要があります。

(1) 早期発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、行動、しぐさ等で表しています。そのような救いを求めて発する子どものサインを、教職員は見逃さず、早期に、適切に、ていねいに対応しなければなりません。

発見の機会	観察の観点(特に変化が見られる点)
登校時	○ 欠席、遅刻が増える ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 正門等でクラスの子を待つ
朝の会	○ 出席確認の声が小さい ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 学習用具、机、椅子等が散乱している ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席をかえられている ○ 一人だけ遅れて教室に入る
授業中	○ 正しい発表を冷やかされる ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 発言に対して、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある系の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ 保健室によく行くようになる(体調不良をよく訴えるようになる) ○ ひどいあだ名で呼ばれる ○ 頻繁にトイレに行きたがる ○ テストを白紙で出す● ○ 不真面目な態度で授業を受ける● ○ ふざけた質問をする●
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ 用もないのに職員室に来る ○ わけもなく階段や廊下等をうろついている ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、孤立しがちである ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ○ プロレスごっこで負けることが多い ○ 靴や筆箱等ものを隠される ○ 仲よしてない子とトイレに行く● ○ トイレを我慢している● ○ いつも特定の子とばかり過ごす● ○ 大声で歌を歌う●
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ 嫌いなメニューを多く盛られる ○ グループで食べる時、席を離される ○ その子が配膳すると、嫌がられる ○ 好きなものを友だちに譲る●
清掃時間	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 机や椅子がポツンと残っている ○ さぼることが多くなる● ○ 人の嫌がる仕事を一人でする●
放課後	○ 衣服が汚れていたり、髪が乱れていたりする ○ 用事がないのに学校に残っている ○ 顔に擦り傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する ○ 他の子の荷物を持って帰る●

※ ●印:無理にさせられている可能性のあるもの

日常から職員室で子どもの話をするよう心がけ、毎月の職員会議等では気になる子どもについての情報交流を行います。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 子どもの実態把握

- ・ 教職員の人権意識の確認(5月)
- ・ 子ども同士のトラブル事案であっても、その背景にはいじめの疑いがあるとの認識をもって、学校組織全体で情報を共有
- ・ 保護者への啓発(学校だより、ブログ、PTA運営委員会・予算総会等で)
- ・ 毎学期、いじめアンケートを実施(6月、11月、2月)し、その結果を全教職員で共有
- ・ 毎学期、学校生活についてのアンケートを実施(7月、11月、2月)し、その結果を全教職員で共有

- ・ 毎学期、スクリーニングシート及びアセスメントシートによる児童観察(5月、10月、2月)を行い、その結果を全教職員で共有
- ・ 「ぼーちによる心の可視化」及び周りの子どもたちの様子等により、子どもたちの日々の心の変化や困り感等生活全般の状況を把握

② 安全で安心できる学級づくり(いじめを許さない学級づくり)

ア) 信頼できる教師となる

目に見える言動不一致に対して子どもたちは敏感に反応し、教職員の人間性を鋭く評価します。「口で言うこと」と「行動」を一致させ、親身になって相談できる信頼できる教師をめざします。

イ) 多面的な価値尺度を持ち、子どもたちの長所を伸ばす学級づくり(ポジティブ行動支援)

教職員に自分のよさを認めてもらったりほめてもらったりすることは、子どもにとっては何よりも嬉しいものです。マイナス面ばかり指摘されていると、子どもの心は教職員から離れていくばかりです。否定よりも肯定、しっかり褒めて長所を伸ばすことの方が、子どもをより大きく成長させることができます。特に、指導に従って頑張ったことに対しては、しっかり褒めて認めてやる必要があります。教職員が一人ひとりの子どもを理解し、具体的なめざす子ども像に向かって努力する子どもたちの行動を支援(ポジティブ行動支援)し、子どもと向き合う姿勢を持つよう心がけます。

ウ) 全ての子どもに愛情を持って接する

学級の子ども一人ひとりを見つめ、一番弱い立場にある子どもと向き合い、寄り添い、共に悩みを解決していくために最善を尽くすことが教職員の重要な役割です。日々、学級経営の中で全ての子どもに愛情を持って接することで、子どもたちは弱い立場の子どものをいじめてはならないことを感じ取っていきます。

反対に、教職員に対する不満の最たるものとして「ひいき」があります。また、教職員による無神経な差別的発言や心を傷つけるような言動等、人格を否定するようなことをすれば、子どもと教職員の信頼関係は大きく崩れてしまいます。教職員は、一人ひとりの子どもに愛情をもって接することを貫きます。

エ) 学級づくりの指針と明示

「どのような学級にしたいか」「何を大切な価値観とするか」等の指針を明確に示し、目標の意識づけ、方向性を明確にした学級づくりを行います。目標の意識づけと方向性を明確に示すことで、子どもたちは創意工夫し、その実現に向けて学級として取り組みを進めようとしています。教職員は、その推進をよりスムーズに進めるため、支援を行います。

オ) 記録を指導に生かす

子どもの長所や気になるところ、授業や学級会等で話し合った内容等についてことあるごとに簡単なメモに取り、まとめていきます。そのことで、「いつ」「だれを」「どのように」指導したか、褒めたか等について明らかになり、一人ひとりの子どもを大切にしたい指導につなげることができます。

カ) 毅然とした指導

学級づくりを進めるうえで、担任は、子どもが誤った道へ進もうとするときのブレーキ役となる場合が多くあります。日ごろから、「人として守らなければならないこと」「許すことができないこと」等について担任が繰り返し語り続けることで、子どもたちが物事を判断する際の重要な基準をつくっていくこととなります。楽しい学級であることはもちろん、規範意識の高い、けじめのある学級、集団として向上心のある学級をめざして取り組みを進めます。

6 いじめ問題への対応

いじめが生じた場合、いじめられた子どものケアが最も重要であることは言うまでもありません。心の傷の回復に向けた本人の支えと周りの子どもたちのケアには、組織的な取り組みができる体制が整っていることが不可欠です。また、いじめた子ども自身も深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり行為の悪質さを自覚したりすることが困難な場合も多くあります。自分の行なった行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るためには、学校としての継続的な指導が必要です。

さらに、いじめられた子ども及びいじめた子どもの保護者の学校への信頼回復も重要となります。仲間からの励ましや教職員や保護者等からの支援、そしていじめた子どもの自己変革する姿を通し、いじめを克服し人間的信頼の回復のきっかけをつかめるよう取り組みを進めます。

(1) いじめの発見、通報を受けた場合

- ① いじめの疑いがある場合、たとえ些細な兆候であっても、その行為に対して早い段階からの確な対応を行います。

遊びや悪ふざけであっても、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場で、その時にその行為を止め、指導を行います。子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合も、親身に相談に乗り、適切な対応を行います。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせた子どもの安全を確保するよう、十分な配慮をします。

- ② いじめを把握した教職員は、一人で抱え込むのではなく、速やかに学年主任や生徒指導主担等に報告します。「いじめ不登校虐待対応委員会」で情報を共有し、当該委員会が中心となって関係する子どもからの聞き取り等を行い、事実確認を行います。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合は、「いじめ不登校虐待対応委員会」が中心となっていじめられた子どもの心のケア及びいじめた子どもの指導、周りの子どもへのケア及び指導を行います。
- ④ いじめられた子ども及びいじめた子どもの保護者へは、家庭訪問によって直接会ってより丁寧な説明を行います。
- ⑤ 管理職は、事実確認ができた後、教育委員会へ報告・相談を行います。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合及び子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに枚方警察署に通報し、いじめられている子どもを徹底して守り抜くため、適切な支援を求めます。

(2) いじめられた子ども及びその保護者への支援

いじめられた子どもを守り抜く、という立場に立って対応します。

- ① いじめた子どもの別室登校や出席停止の措置等により、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた子どもに寄り添い、支えられる体制をつくります。
- ② いじめられた子どもが信頼できる人(親しい友人や心を許せる教職員、家族、地域の人等)と連携し、「いじめ不登校虐待対応委員会」が中心となって組織的な対応を行います。状況に応じて、SCやSSW、心の教室相談員、校内教育支援ルーム担当者等の協力を得て対応していきます。

(3) いじめた子どもへの指導及びその保護者への助言

- ① 速やかにいじめをやめさせたうえで、いじめたとされる子どもから事実関係の聴取を行います。聴取にあたっては、個別に行う、複数の教職員で行う等の配慮をします。
- ② 事実確認ができた後、迅速にいじめた子どもの保護者と連携して協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

③ いじめた子どもへの指導については、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす絶対にしてはならない行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させます。なお、いじめた子どもが抱える問題等いじめの背景にも目を向け、いじめた子どもの健全な人格の発達に配慮します。

④ 指導に当たっては、「いじめ不登校虐待対応委員会」が中心となって複数の教職員が連携し、必要な場合はSCやSSW、SSWS、心の教室相談員、校内教育支援ルーム担当者等の協力を得て組織的な対応を行い、いじめをやめさせ再発を防止する措置を取ります。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに同調していたり見ていたりした子どもに対しても、自分自身の問題として捉えさせるため、指導を行います。

① いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実確認を行うとともに、いじめられた子どもの立場に立ち、そのつらさや悔しさ等について考えさせ、相手の心の痛みや悩みへの共感性を育てることを通して行動の変容につなげます。

② 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた子どもに対しても、そのような行為がいじめを受けた子どもにとっては苦痛であるだけでなく、孤独感や孤立感を強める原因となっていることを理解させます。なお、「観衆」や「傍観者」となっていた子どもは、いつ自分がいじめられるかもしれないという不安を持っていると考えられることより、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせる」「先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを徹底的に指導します。

③ いじめが認知された場合、いじめられた子ども、いじめた子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として捉え、解決を図ります。全ての子どもが互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となり一人ひとりの子どもの大切さを自覚して学級経営を行うとともに、全教職員が子どもに関わり、子ども自身が仲間と関わる中で、自らのよさを発揮しながら安心して学校生活をおくれるようにします。

④ 認知されたいじめ事象について家庭や地域等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの対応の在り方を見直していきます。また、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動等全ての教育活動を通して、子どもの自己有用感、自己肯定感等を高める取り組みを進めます。

⑤ 運動会や児童会祭り、校外学習等の特別活動は、子どもが人間関係づくりを学ぶ絶好の機会です。特別活動を通して、意見が異なる他者と良好な人間関係をつくり、子ども自身の成長につなげていきます。

(5) ネット上のいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等があった場合

学校として問題の個所を確認し、その個所を印刷、保存等をするとともに、「いじめ・不登校委員会」において対応、協議し、関係する子どもからの聞き取り等を行います。いじめにあった子どもに対しては、心のケア等必要な措置を講じます。

② 書き込みへの対応

書き込みへの対応については、削除要請等、いじめにあった子どもの意向を尊重するとともに、当

該子ども及び保護者の精神的ケアに努めます。書き込みの削除や書き込んだ者への対応等については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や枚方警察署等、外部機関と連携して対応します。

③ 情報モラル教育の推進

「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や、「情報の発信者」として必要な知識・能力等の学習機会を設け、情報モラル教育を進めます。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消するものではないことを全教職員で認識し、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、「いじめ不登校虐待対応委員会」で支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。その上で、少なくとも以下の要件が満たされている場合に「いじめの解消」とみなします。

○ いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

○ いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについても、日常的に注意深く観察していきます。

(7) 重大事態への対応

① 重大事態とは

ア) いじめにより子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 子どもが自殺を企画した場合等

イ) いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手

※ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等を実施

② 重大事態発生時の連絡体制

ア) 発見者→担任→学年主任→生徒指導主担→支援教育コーディネーター→教務主任→教頭→校長

イ) 校長→教育委員会教育支援室児童生徒支援課

※ 緊急時については、臨機応変に対応

※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告

※ 必要に応じて、警察等関係機関にためらわずに通報

③ 重大事態発生時の初動

ア) いじめ・不登校委員会の招集

イ) 教育委員会教育支援室児童生徒支援課への報告と連携

ウ) 調査方法(事実の究明)

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・ 事実に基づく聴取(「被害者→周囲の者→加害者」の順)

エ) 枚方警察への通報等及び関係機関との連携

7 その他

(1) 公表、結果検討、評価等については、以下のように行います。

- ① ホームページで、山田東小学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ② 毎年、いじめに関するアンケートや結果検討等を行い、これに基づいた対応を行います。
- ③ 毎年いじめ問題に取り組み、その取り組みについて保護者、子ども、教職員で評価します。
- ④ いじめに関する成果及び課題に基づき、山田東小学校いじめ防止基本方針を見直します。

(2) いじめ相談窓口

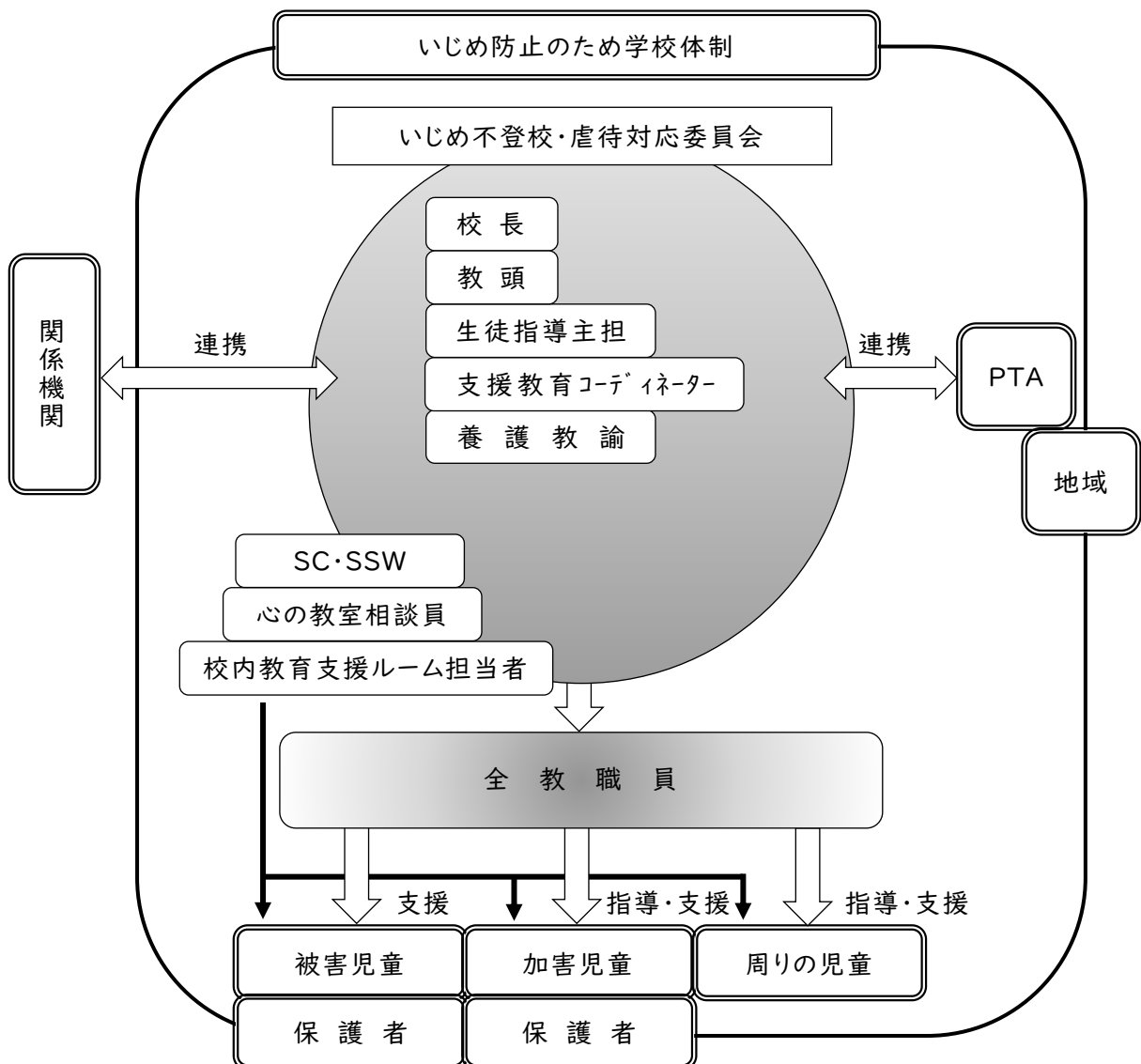
① 学校におけるいじめ相談窓口

- ・ 枚方市立山田東小学校 教頭、生徒指導主任、支援教育コーディネーター、養護教諭
- ・ 電話番号 050-7102-9152

② 教育委員会のいじめ相談窓口

- ・ 枚方市教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課
「子どもの笑顔を守るコール」
- ・ 電話番号 072-809-7867(いじめ専用ホットライン)
072-809-2975(教育安心ホットライン)

8 いじめ防止のための学校体制



9 年間計画(令和7年度)

	1・2年生	3・4年生	5・6年生	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・学級、学年での目標づくり いじめのない「仲間づくり」 についての話し合い ・個人懇談会、校区確認期間 ・ポジティブ行動支援 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・学級、学年での目標づくり いじめのない「仲間づくり」 についての話し合い ・個人懇談会、校区確認期間 ・ポジティブ行動支援 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・学級、学年での目標づくり いじめのない「仲間づくり」 についての話し合い ・個人懇談会、校区確認期間 ・ポジティブ行動支援 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会(毎月第一木曜日) ・いじめ・不登校委員会 ・生指交流(毎月) ・心の教室(毎週水曜日) ・ポジティブ行動支援 ・Yamahiga授業スタンダードに 基づいた授業の実施 ・Yamahiga行動目標の 見直し→実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習の取り組み ・「いじめアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習の取り組み ・「いじめアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習(6年)の取り組み ・「いじめアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングシート実施・集約 課題及び対応策の確認
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ(5年)の取り組み ・個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート集約 課題及び対応策の確認
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についてのアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についてのアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についてのアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止職員研修 ・学校生活についてのアンケート集約 課題及び対応策の確認
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の学級目標づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の学級目標づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の学級目標づくり 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の取り組み ・修学旅行(6年)の取り組み 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習(5年)の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングシート実施・集約 課題及び対応策の確認
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」 ・スマホ・携帯電話の使い方 学習会 ・個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」 ・スマホ・携帯電話の使い方 学習会 ・個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」 ・スマホ・携帯電話の使い方 学習会 ・個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート集約 課題及び対応策の確認 ・学校教育自己診断
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期の学級目標づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期の学級目標づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期の学級目標づくり 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についてのアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についてのアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についてのアンケート 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についてのアンケート集約 課題及び対応策の確認 ・スクリーニングシート実施・集約 課題及び対応策の確認
3月				<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート集約 課題及び対応策の確認 ・次年度学級編成